も1人が「住民税均等割.

が課されている世帯

※一部の世帯は減額となる場

合があります。

が課されず、うち少なくと年度分の「住民税所得割」

5月31日金です |申請書||確認書|の提出期限は

力・ガス・食料品などの

|騰緊急支援給付金(住民税 価格

対割のみ課税世帯分

え、特に家計への影響が大き い住民税均等割のみ課税世帯 **価格高騰による負担増を踏ま** 電力・ガス・食料品などの 1 手続方法▼

②①以外の令和5年1月2日 以降に転入した方を含む世 世帯へ3月8日に送付済 申告の方を含む世帯、令和 み) が届いた世帯=支給要 件確認書を返送 「支給要件確認書」(対象 令和5年度住民税が未

5年度住民税の住民登録外

対象▼令和5年12月1日時

点で東金市に住民登録があ

かつ世帯全員が令和5

に対して、

給付金を支給しま

支給金額▼1世帯10万円 課税の対象の方を含む世帯 申請書を提出

問い合わせ▼社会福祉課 ※郵送の場合は、当日消印有 締切▼5月3日金

設置者・管理者で撤去を

屋外広告物の適正化にご協力を

表示する必要のなくなった屋外広告物は

令和5年度分

住民税**所得割**非課税

(50)1233

うち1人以上 住民税均等割課税

世帯全員

※世帯全員が、住民税均等割

▲詳しい説明 (市ホームページ)

3月は自殺対策強化月間 ろのお悩み相談

無料

相談日程

家庭や職場での問題、身近な方のひきこもり、アルコール依存などの悩みは ありませんか。

市と中核地域生活支援センターさんネットでは、相談会を 開催します。精神保健福祉士・社会福祉士などの相談支援職 が、ご自身や周囲の方の悩みに対応します。

とき▶右表の午前 10 時~正午 (1組 30 分程度・要予約) ところ▶ふれあいセンター2階視聴覚室

対象▶市内在住の方

申込方法▶電話または問い合わ せフォーム(*)で申し込み

*①名前、メールアドレスを入 力②問い合わせタイトル「そ の他のお問い合わせ」を選択 ③内容欄に希望日と「東金市 こころのお悩み相談申し込 み」と入力



※前日・当日の申し込みは電話でお問い合わせください。

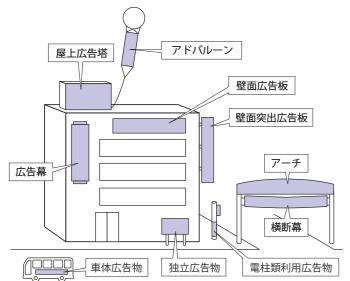
3月22日金 4月26日金 5月24日金 6月28日金 7月26日金 8月23日金 9月27日金 10月25日金 11月22日金 12月20日金 1月24日金 令和フ年 2月28日金 3月28日金

申込・問い合わせ▶中核地域生活支援センターさんネッ ト (平日午前9時~午後6時) ☎(77)7531

III https://npo-link.jp/contact-us/(NPO 法人リンク 問い合わせフォーム)

▲問い合わせ

おいて撤去をお願いします。 広告物は、そのまま放置せず、 観の悪化につながります。表 による事故の発生・まちの景 老朽化などにより落下や倒壊 設置者または管理者の責任に 不する必要のなくなった
 屋外 いた基準があり市の許可が 屋外広告物は、県条例に基 放置された屋外広告物は、 屋外広告物の例 アドバルーン





相談ガイド

2024年(令和6年)3月15日

難している方は対象となる

からの暴力などを理由に避 であっても、配偶者や親族

問い合わせ▼都市整備課

5(50)1154

前にご相談ください。

必要です。表示するときは事

場合がありますので、

い合わせください。

※東金市に住民登録がない方

業専従者および事業専従者

方税法の規定による青色事

を含む)場合は対象外です。

から扶養を受けている(地 が課税されている他の親族

市などの公共機関で行う相談です。 すべて無料ですので気軽にご相談ください。

相 談 名	೬ ಕ	ところ	問い合わせ	内 容・備 考
消費生活相談	毎週月〜金曜日(祝休日・年末年始を除く) 10:00〜12:00、13:00〜15:00	消費生活センター (市役所3階)	消費生活センター な(50)1238	悪質商法などの消費者トラブルや多重債務でお困りの方の相 談に応じます(電話相談可)
職業相談	毎週月〜金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:30〜17:00	市役所別棟1階	地域職業相談室 ☎ (52) 1104	職業紹介やパソコン検索が利用できます 雇用保険受給手続きは管轄のハローワークで受け付けます
人権・行政相談	3/15① 4/15① 13:00~16:00	市役所202会議室	総務課 ☎ (50) 1117	人権上の悩みや、国の業務への要望などの相談
家庭児童相談	毎週月〜金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:00〜16:00	子育て支援課内	家庭児童相談室 な(50)1168	子育て上の悩みや親子関係、虐待などの相談に応じています
専門(弁護士)相談	①3/21承、②4/17⊛ 10:00~16:00 (予約=①受付中、②4/10⊛~電話のみ)	ふれあいセンター視聴覚室	社会福祉協議会 ☎(52)5198	先着10名、1人30分で初期相談に限ります
心配ごと相談	第2・第4火曜日(祝休日の場合は翌平日) 13:30~16:30	ふれあいセンター視聴覚室	社会福祉協議会 ☎(52)5198	日常生活の中のちょっとした困りごとをご相談ください
ボランティア相談	毎週月〜金曜日(祝休日・年末年始を除く) 13:00〜17:00	ボランティアセンター (ふれあいセンター2階)	社会福祉協議会 ☎(52)5198	活動に興味がある、活動をしたい、依頼したいなどの相談
子育て相談	毎週月〜金曜日(祝休日・年末年始を除く) 15:00〜17:00 (要電話予約)	簡易マザーズホーム (ふれあいセンター2階)	簡易マザーズホーム ☎(54)1197	乳幼児の発達に関する心配ごとについて
家庭教育相談	毎週月〜金曜日(祝休日・年末年始を除く) 9:00〜16:00	市役所別棟2階	家庭教育相談室 ☎(54)0783	不登校や進路など家庭での教育に関するさまざまな相談